視覚障害者の「対面音訳」等についての再質問

２０１８年１０月１７日

三田市立図書館　館長・平岡一仁様
三田市市文化スポーツ課　課長・横溝朋之様

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人　小林純生

いつもお世話になっております。

視覚障害者を対象とした「対面音訳」について、「障害等級による制限がある」と視覚障害者当人に通告した問題について、9月25日に三田市文化スポーツ課から回答をいただきました。この回答自体についても疑義がありますが、その前に、直接の当事者である図書館からの回答を未だに頂いておりません。何故なのでしょうか。文化スポーツ課からの回答で事足れりとお考えなら、それは間違っています。

三田市の回答では「今回の問題の詳しい経緯」「どのように謝罪しどのような措置を取ったのか」「再発防止のためどのような方策を取るのか」などにはまったく触れられていません。これらの点について、当事者である平岡館長、そして障害者サービス担当のサブチーフから直接回答をいただく必要があります。早急な回答を求めます。

そのことを最初に申し上げた上で、文化スポーツ課の回答を踏まえて以下のことを再質問いたします。

質問１．　Ｂさんへの謝罪に平岡館長、障害者サービス担当サブチーフ、それに市職員１名が同行して、ご自宅を訪問したと聞いています。回答では、「丁寧に謝罪し了承をいただいた」とありますが、「対面音訳」と「デイジー図書等の利用」について、今後どのように対応するのかが一切明らかにされていません。「郵送貸出サービスの対象については、視覚障害４級以上の方が対象になるためお断りし、図書館所蔵の視聴覚資料の朗読ＣＤ等の案内をいたしました。」とあります。一般利用者にも貸出す「視聴覚資料等」について説明しただけで、肝心の「視覚障害者専用の点字資料・録音図書・デイジー図書」については一切言及されていません。さらに、問題の核心は、「どうすればそれらのコンテンツを利用できるか」ということですが、「案内」とあるだけで、どんな説明がなされたのか判然としません。Ｂさんが最初に尋ねた時に、そうした肝心の事柄については説明もせず、相談にものらなかったのですから、謝罪のための訪問時に当然そういう話をするべきですが、そうではなかったようです。この文面では、「障害等級４級未満の視覚障害者は点字資料・録音図書・デイジー図書も利用できない」と言っているに等しい、とわたしたちは受け取りました。この点に

ついては別途質問します。

Ｂさんの対面音訳とデイジー図書利用について、どのような措置をとられましたか。対面音訳は実施されていますか。未実施だとすればその理由をお示しください。

質問２． Ｂさんの図書館利用のために、平岡図書館長、担当サブチーフと直接話をしたＡさんに対して、事後にどのような対応をされたのでしょうか。文化スポーツ課の回答には一切記述がありません。回答が「間違っていた」のですから、当然Ａさんにもその旨お伝えし、お詫びしなければならないとわたしたちは考えます。三田市立図書館はどうお考えなのでしょうか。Ａさんへの説明・謝罪は不要とお考えですか。

Ａさんに対してどのように対応されましたか。謝罪はされましたか。

質問３． 回答では「間違った対応をした」とされており、その原因は「職員の誤解により」となっています。しかし、当の館員は障害者サービス担当のベテラン・サブチーフであり、やり取りをした傍らには平岡館長ご自身がおられました。ということは、障害者サービスの責任者が、図書館及び三田市のホームページに掲げられている「お知らせ」の内容を「まったく理解していなかった」、さらに最高責任者の館長も同様だった、ということになります。そんなことがあり得るでしょうか。「誤解して」という弁明は到底受け入れられません。

一方で、仮に「誤解による間違った対応」を事実だとすると、今度は「自ら公開している決め事」をすら理解していない人物が最高責任者であるＴＲＣに、図書館運営を任せて大丈夫なのかという危惧が生じます。しかも、その内容は重大です。図書館を利用しようと訪ねてきた市民に対し、図書館は最大限その希望に沿うように努める義務があります。図書館の最も本質的・基礎的な仕事です。それなのに真逆の対応をして、障害者の「読む権利」を侵害したのです。それが誤解に基づくものだったというなら、＜図書館長の職にある人が、最も基本的な職務について正しい認識も知識を持っていない＞ことを、自ら認めたことになります。また、例え無知によって間違った回答をしたとしても、障害者の申し出に対しては、合理的配慮を提供しなければならない義務を負っている立場なのです。ご当人の事情を良く聞き、他の方法が取れないかを考えて提案するというのが真っ当な対応ですが、そういうことは全くしていません。障害者差別解消法、三田市障害者共生条例が掲げる精神に違背すると言わざるを得ません。監督に当たる文化スポーツ課はどのようにお考えでしょうか。

職務上当然持つべき基本的認識・知識を欠き、障害者の「読む権利」を侵害したＴＲＣに対する三田市の認識・評価をお示しください。

質問４． 図書館の弁明は「到底受け入れられない」というわたしたちの認識には理由があります。この件をホームページで公開した直後に、「図書館関係者」から情報が寄せられました。その内容は「対面音訳に障害等級による制限を設けることは、障害当事者に伝えられただけではなく、ボランティア団体にも伝えられている」とい

う内容でした。この情報の信憑性を確認する手段はありますが、わたしたちは情報提供者の保護の観点から敢えてその方法は取りません。しかし、極めて信頼性の高い情報と確信しますので、これを事実と認識して以下の質問をします。

視覚障害者の問合せに対して「間違った回答をした」というだけならば、お粗末過ぎるにしても有り得ることです。しかし、図書館側から「積極的に」ボランテイァ団体に「通知ないし通告」したとなると、何か「動機」がなければなりません。その動機とは何でしょうか。わたしたちは、図書館が対面音訳の対象者を減らす方向へ「方針を変更した」、あるいは「変更しようと計画した」ことだと推測しています。したがって、このようなことは、１サブチーフの独断でできることではなく、館長主導の「図書館の意思」があったと考えています。だからこそ、平岡館長は担当サブチーフの発言を制止もせず、たしなめもしなかったのです。障害者への情報保障・情報提供をより充実しようという社会の動きに逆行する方針変更を、何故行おうとしたのかは理解できませんが、「図書館の方針変更」と考えると事実関係はスッキリします。「誤解による間違った対応」という回答は、事態を取り繕うための虚偽の弁明であると推測しています。

ボランティア団体へ何故、積極的に「障害等級による対面制限」の通知が行われたのか、経緯を含めて説明してください。

「誤解に基づく間違った対応」という回答に虚偽はありませんか。

質問５． 次は些細なことかもしれませんが、言葉遣いの問題です。「Ｂさんには丁寧に謝罪し了承をいただいております」とあります。自らの行為を「丁寧」と表現する神経には驚きました。丁寧であるか否かは、相手の方が感じること評価することで、行為者自らが使う言葉ではありません。また、前述したようにＡさんには「丁寧に対応する必要なし」と考えているようですが、それは何故ですか。さらに、「了承をいただきました」とあります。しかし、事後の具体的な対応は全く述べられていません。当事者である図書館直接の回答ではなく、文化スポーツ課が聞き取りをした「伝聞による回答」のため、このように不十分なものになっているのだと考えます。

図書館の回答が何故示されないのか明確な理由を明らかにしてください。この再質問書をも含め、図書館自らの回答をお示しください。

質問６． もう一点、これも用語に関わる問題です。回答の末尾に「図書館での障害のある方へのサービスについては、**それぞれの個性にあった柔軟な対応**を進めます」と記されています。「個性」とは何でしょうか。

「個性」を辞書にあたってみると、「個人に備わり、他の人とはちがう、その個人にしかない性格・性質」（広辞苑）、「個々の人または個々の事物に備わっていて、他から区別されている固有の性質。パーソナリティ」（国語大辞典）、「才能や感性などその個人の特性」（三省堂国語辞典）となっています。どの辞典に依っても人に関していえば、すべて内面に関わる性質・性格・特性を表す言葉です。図書館のＴＲＣ社員

の皆さんは障害者の内面を見抜く独特の力と能力をお持ちのようです。それともすべての障害者と個性を見極めるほど親しいお付き合いをしているということですか。そんなことは考えられません。見た感じや一言二言のやり取りで、「個性」まで決めつけられてはたまったものではありません。極めて無神経で失礼な、障害者を見下した表現といわなければなりません。即刻、取り消すよう求めます。

「それぞれの個性にあった柔軟な対応」という表現は失礼で不適切です。直ちに取り消してください。

以上、６点について、三田市立図書館並びに三田市文化スポーツ課の迅速な回答を求めます。

なお、「郵送貸出サービス」についても確認したいことがありますので、別立ての質問書としてお尋ねします。